

今後の印鑑登録システム 標準仕様書の修正点（案）

令和4年6月10日

1. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容
2. データ要件・連携要件標準仕様書策定に伴う修正内容
3. その他継続検討事項

1. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（1/5）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
1	<p>記載内容の削除及び基本方針引用</p> <ul style="list-style-type: none">目的等については、基本方針と重複した記載になっていることから基本方針を引用する形とする（住民記録システムと同様）。	<p>第1章 本仕様書について 1-2 目的</p> <p>-(1) 目指す姿 本標準仕様書は、標準化法第5条第1項に基づく地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年〇月）を踏まえ、同法第6条第1項に規定する基準に基づき、作成するものである。 (以下削除)</p> <p>-(2) 本仕様書の目的 (以下削除)</p>

1. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（2/5）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
2	<p>保証人の宛名番号追記及び保証人情報項目の分割</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証人について、住民記録システムが付番した宛名番号を管理することについても、実装してもしなくても良い機能の項目とする。 氏名等を列挙していたが、一部のみを実装することを許容するため、項目として分割する。 	<p>1.1.1 日本人住民データの管理 1.1.2 外国人住民データの管理</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】 （前略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保証人の宛名番号 ・保証人の氏名← ・保証人の住所← ・保証人の生年月日← ・保証人の性別及び ・保証人の登録番号 <p>（後略）</p>
3	<p>抹消の事由としての「住基カード廃止」の削除</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民基本台帳カードによる公的個人認証サービスの印鑑登録証明書発行等については利用期限が終了しているため、「住基カード廃止」による印鑑登録の抹消は想定されないことから、当該事由を削除する。 	<p>1.2.2 異動事由</p> <p>【実装すべき機能】 （前略）</p> <p>○抹消の事由 →住基カード廃止</p> <p>（後略）</p>

1. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（3/5）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
4	証明書の回収に関する補記の追加 <ul style="list-style-type: none">住民記録システムと異なる運用としている理由について記載する。	4.1.2.1.即時登録 【考え方・理由】 (前略) <u>なお、住民記録システムにおける住民票の写し等証明書については、発行済の証明書の回収を制度上求めていないこととなっている。しかしながら、印鑑登録業務においては異動がなくとも印鑑登録情報を更新することができるため、住民記録システムとは異なり、同日発行の旧印鑑での印鑑登録証明書は回収する運用としている。</u>
5	発行番号の印字ルールの明示 <ul style="list-style-type: none">より理解を促すための表現として、発行された庁舎名等とする（住民記録システムと同様）。	6.1.2 発行番号 【実装しない機能】 発行された <u>庁舎名等</u> 場所を印鑑登録証明書に印字することができること。

1. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（4/5）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
6	<p>証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステムの文言追記</p> <ul style="list-style-type: none"> コンビニ交付等における証明書発行について、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステムの導入を踏まえた文言に修正する。 【考え方・理由】について、機能記載の考え方を追記する（住民記録システムと同様の内容を記載。）。 	<p>6.1.7. 個人番号カードによる証明書の交付 【実装すべき機能】 <u>証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等を通じて、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づき</u> <u>コンビニ等の端末における証明書交付に対応していること。</u>（後略）</p> <p>【考え方・理由】 （前略）<u>コンビニ交付をはじめとする個人番号カードによる証明書等の交付に対応するため、証明発行サーバ、自治体基盤クラウドシステム（市区町村から連携された住民情報システムのデータをバックアップとして保管し、連携された住民情報を利用したサービスを提供する地方公共団体情報システム機構が運営するクラウドシステム）等から選択して導入できることとし、証明発行サーバや自治体基盤クラウドシステム等は、印鑑登録システムから連携されたデータに基づき、コンビニ等の端末へ、広域交付システムインタフェース仕様書等に基づいた電文、証明書PDFを出力する機能を有することとする。</u> また、住民記録システムの標準仕様書に合わせて、コンビニ交付及びコンビニ交付以外のオンラインによる証明書等の申請に対応するため、公的個人認証サービスを用いた電子申請に対応できる機能を有することとする。<u>なお、当該機能を有するシステムを別途、構築している場合には、当該システムと必要な情報を連携できる機能を有することとする。</u></p>

1. 印鑑登録システム標準仕様書修正内容（5/5）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

印鑑登録システム標準仕様書修正内容

#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
7	<p>組織・職位・職権単位でアクセス権限管理機能の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人単位でのアクセス権限設定ができれば十分であるという意見がある一方、システムでの操作権限等は、組織や職位に依拠することも考えられるため、組織・職位・職権単位でアクセス権限を設定できる機能を、実装しない機能から実装してもしなくても良い機能に変更する（住民記録システムと同様）。 	<p>8.3 操作権限管理</p> <p>【実装すべき機能】</p> <p>（前略）</p> <p>アクセス権限の付与は、組織単位、利用者単位で設定できること。</p> <p>（後略）</p> <p>【実装してもしなくても良い機能】</p> <p><u>組織・職務・職位等での操作権限を設定できること。</u></p> <p>【実装しない機能】</p> <p>職位・職権単位でアクセス権限を設定できること。</p>

2. データ要件・連携要件に関する標準仕様書策定に伴う修正内容（1/2）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		印鑑登録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
2.2.1 基本データ リスト	1	<ul style="list-style-type: none"> • EUC機能についても基本データリストに従うことを明記する（住民記録システムと同様）。 • 中間標準レイアウト関連の内容は削除する（住民記録システムと同様）。 	<p>8.1 EUC機能ほか 【実装すべき機能】 【データソース】 「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」「データ要件・連携要件標準仕様書」に規定されているデータ要件の標準に記載のあるデータ項目について、データソースとして参照できること。各データ項目については、「データ項目一覧表基本データリスト」における「データ項目名称」として参照できること。また、各データ項目の「データ型」、「桁数」、「外字使用（外字使用の有無）」、「コード」の仕様については、「データ項目一覧表基本データリスト」の記載内容（各データ項目の仕様）に従うこと。 「中間標準レイアウト仕様（印鑑登録）」の「データ項目一覧表」に記載のないデータ項目であっても、1.1（登録データ）において管理している項目については、データソースとして参照できること。これらのデータソースは、物理的なEUC専用のデータソース又は仮想的なデータソース等として提供すること。</p>
2.3 文字要件	2	<ul style="list-style-type: none"> • 文字の要件についてデータ要件・連携要件標準仕様書に準拠する旨記載する。 	<p>30.2 文字 【実装すべき機能】 文字要件については、「データ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずる。（※以下削除）</p>

2. データ要件・連携要件に関する標準仕様書策定に伴う修正内容（2/2）

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点等について下記に示します。

対象箇所		印鑑登録システム標準仕様書修正内容	
対象箇所	#	修正ポイント	印鑑登録システム標準仕様書修正内容
全般	3	<ul style="list-style-type: none"> データ要件・連携要件標準仕様書に従い任意でデータを出力できる旨を記載する（住民記録システムと同様）。 	<p>30. 1データ構造 【実装すべき機能】 印鑑登録システムにおいて管理するデータについて、標準化したデータ構造（以下「標準データ構造」という。） 「データ要件・連携要件標準仕様書」に定めるデータを任意で出力できる <u>従った最新のデータを保持すること。</u> 他システムとの連携時及びシステム更改時には、<u>「データ要件・連携要件標準仕様書」標準データ構造</u>に従って最新のデータを<u>提供送受信</u> <u>することができること。</u> なお、現行のデータ構造からの円滑な移行を実現するため、当面、システム処理の便宜上、標準データ構造と連携させた従来のデータ構造及びデータを保持・運用することをも許容する。</p>

3. その他継続検討事項

- 共通機能関連については引き続き検討を進めてまいります。

継続検討事項に伴う仕様書関連箇所

継続検討事項	仕様書内関連箇所
共通機能関連	職員認証機能の方針
	• 8.3 操作権限管理
EUC機能の方針	• 8.1 EUC機能ほか